

「しまね県産木材の利用促進に関する基本方針」の変更 及び「島根県木材利用率先計画」の更新の概要

1. しまね県産木材の利用促進に関する基本方針の変更について

国が定める「公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」が平成29年度に一部変更されたことを踏まえて、県の基本方針を一部変更する。

○変更の要点

①建築基準法の改正を踏まえた変更

建築基準法改正により、3階建ての木造の学校等について、一定の防火措置を行うことで準耐火構造等で建築が可能となったため、当該施設についても木造化を図る。

②合法伐採木材の流通及び利用の促進に関する法律の施行を踏まえた変更

しまねの木の認証制度等の合法伐採木材の利用に努める。

③新たな木質部材の活用の観点からの変更

県内企業が開発・製造した新たな木質部材の活用に努める。

2. 島根県木材利用率先計画の更新について

現行率先計画の計画期間（H26～30）が、今年度で終了するため、基本方針の変更、取組実績を踏まえて、計画の更新を行う。

○更新の要点

①目標期間

現行：H26～30年度（5年間）

変更：削除（期間を定めない）

（変更理由）本計画の目標は、単年度目標であり、期間を区切って目標値を定めていない。

また、成果については、毎年、関係部局を通して取りまとめ、ワーキング会議において検証していることから、木材利用の取組が定着。

②建築基準法の改正を踏まえた変更 ※5

建築基準法改正により、3階建ての木造の学校等について、一定の防火措置を行うことで準耐火構造等で建築が可能となったため、当該施設についても木造化を図る。

（変更理由）基本方針の変更に基づき、計画に追加。

③公共土木工事における事業費1億円あたりの木材使用量目標値の変更

現行：H23～25年度の事業費1億円あたりの木材使用量の1.1倍

変更：目標年度の前年を除く過去3年間の平均の1.1倍以上

（H31年度目標値 = H27～29年度平均 1.7m³/億円 × 1.1倍 = 1.9m³/億円）

（変更理由）維持・修繕工事の増加による新設工事の減少、林道事業の減少等の情勢の変化により、公共工事の木材利用量は減少。近年の実績を踏まえ、目標値を修正。

④木造化・木質化に努めるための検討体制の追加

（変更理由）この度の県方針・県計画の変更に伴い3階建ての木造学校の木造化や新たな木質部材の活用について、検討の場を設けるため。